

安芸高田市手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 9 月 7 日

安芸高田市市長 藤本 悦志

安芸高田市手数料条例の一部を改正する条例

安芸高田市手数料条例(平成 16 年条例第 76 号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
本則 (略)	本則 (略)
別表(第 2 条関係)	別表(第 2 条関係)
1. 一般関係	1. 一般関係

事務	名称	金額	備考	事務	名称	金額	備考
(略)				(略)			
安芸高田市税条例(平成 16 年 安芸高田市条例第 71 号)第 7 3 条の 2 の規定に基づく固定 資産課税台帳の閲覧	土地家屋(課 税)台帳の照 合及び閲覧 手数料	1 回につき 3 50 円		安芸高田市税条例(平成 16 年 安芸高田市条例第 71 号)第 7 3 条の 2 の規定に基づく固定 資産課税台帳の閲覧	土地家屋(課 税)台帳の照 合及び閲覧 手数料	1 回につき 3 50 円	
安芸高田市税条例第 73 条の 3 の規定に基づく固定資産課 税台帳(名寄帳に限る)に関す る証明書の交付	課税台帳(名 寄帳)の証明 書交付手 数料	1 件につき 3 50 円					
(略)				(略)			
2. 戸籍関係	(表は省略)			2. 戸籍関係	(表は省略)		
3. 環境衛生関係	(表は省略)			3. 環境衛生関係	(表は省略)		
4. 福祉保健関係	(表は省略)			4. 福祉保健関係	(表は省略)		
5. 産業建設関係	(表は省略)			5. 産業建設関係	(表は省略)		
付表	(表は省略)			付表	(表は省略)		

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。